

昭和村最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、昭和村が発注する建設工事の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合の基準及び事務の取扱について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象とする建設工事は、次の各号いずれかに該当する工事とする。

- (1) 予定価格が5,000万円以上で一般競争入札又は指名競争入札に付した建設工事
- (2) 前号以外のものであって、村長が必要であると認めた建設工事

(最低制限価格の設定)

第3条 予算執行者は、対象工事の入札にあたり、予定価格の他に最低制限価格を定める。

- 2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別なもので村長が必要と認めるときは、対象工事ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で予算執行者の定める割合を予定価格に乘じて得た金額とすることができる。
- 4 前各項により算出して得た最低制限価格基礎額に10,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(不調時の措置)

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者がいないときは、再度の入札をすることができる。

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月5日要領第3号)

この要領は、公布の日から施行する。